

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第113号

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第21号を第22号とし、第11号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 個人番号の通知及び個人番号カードの交付に関すること。

第5条第2項第44号を削り、同項第43号を同項第44号とし、同項第42号中「児童扶養手当」の右に「及び特別児童扶養手当」を加え、同号を同項第43号とし、同項第41号中「児童扶養手当証書」の右に「及び特別児童扶養手当に関する証書」を、「訂正」の右に「児童扶養手当証書にあつては、」を加え、同号を同項第42号とし、同項第40号中「児童扶養手当」の右に「及び特別児童扶養手当」を加え、同号を同項第41号とし、同項第39号を同項第40号とし、同項第38号を同項第39号とし、同項第37号を同項第38号とし、同項第36号中「及び子ども手当」を削り、同号を同項第37号とし、同項中第35号を第36号とし、第15号から第34号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 個人番号の通知及び個人番号カードの交付に関すること。

第5条第2項第59号を同項第60号とし、同項第58号中「第26号」を「第27号」に改め、同号を同項第59号とし、同項第57号の次に次の1号を加える。

(58) 重度障害老人健康管理費制度による健康管理費の受給資格等の認定、支払、支給の制限及び不正利得の返還に関すること。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)